

徳島県選挙管理委員会告示第百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年十一月九日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
鳴門	一五、三〇四人
小松島・勝浦	一、七二一人
阿南	一九、一八六人
吉野川	一〇、七二一人
阿波	九、七五二人
美馬	九、六二九人
三好第一	六、四五一人
名西	八、二三三人
那賀	二、〇七〇人
海部	五、〇五七人
板野	二六、九三三人
三好第二	三、七一六人